

更新前 (2025年12月1日料金メニュー)

更新後 (2026年4月1日改定)

別表1 料金メニュー表 II 標準単価メニュー 北海道電力ネットワーク管内

高圧電力Ⅲ型 (時間帯別料金)	基本料金単価		単位 (円/kW)	3,204.23
	電力量 料金単価	昼間	単位 (円/kWh)	20.86
		夜間	単位 (円/kWh)	19.71

高圧電力Ⅲ型 (時間帯別料金)	基本料金単価		単位 (円/kW)	3,254.33
	電力量 料金単価	昼間	単位 (円/kWh)	20.86
		夜間	単位 (円/kWh)	19.71

別表1 料金メニュー表 II 標準単価メニュー 東北電力ネットワーク管内

業務用電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	30.23
		夏季	単位 (円/kWh)	31.42

業務用電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	20.42
		夏季	単位 (円/kWh)	21.61

業務用季節別 時間帯別電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	32.56
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	33.61
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	35.14
		夜間	単位 (円/kWh)	26.24

業務用季節別 時間帯別電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	22.75
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	23.80
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	25.32
		夜間	単位 (円/kWh)	16.42

高圧電力S	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,695.57
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	29.86
		夏季	単位 (円/kWh)	30.99

高圧電力S	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,695.57
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	20.05
		夏季	単位 (円/kWh)	21.18

高圧電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,348.97
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	28.38
		夏季	単位 (円/kWh)	29.36

高圧電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,348.97
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.57
		夏季	単位 (円/kWh)	19.55

高圧季節別 時間帯別電力S	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,695.57
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	32.30
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	33.65
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	35.18
		夜間	単位 (円/kWh)	26.24

高圧季節別 時間帯別電力S	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,695.57
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	22.49
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	23.84
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	25.37
		夜間	単位 (円/kWh)	16.42

高圧季節別 時間帯別電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,348.97
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	29.97
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	31.24
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	32.54
		夜間	単位 (円/kWh)	26.24

高圧季節別 時間帯別電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,348.97
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	20.16
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	21.43
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	22.73
		夜間	単位 (円/kWh)	16.42

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

業務用 ウィークエンド電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	31.32
		夏季平日	単位 (円/kWh)	32.72
		他季休日	単位 (円/kWh)	27.39
		夏季休日	単位 (円/kWh)	27.39
特別高圧電力A (30kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,976.54
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	27.93
		夏季	単位 (円/kWh)	28.94
特別高圧電力A (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,954.76
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	27.60
		夏季	単位 (円/kWh)	28.58
特別高圧電力B (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,085.44
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	26.78
		夏季	単位 (円/kWh)	27.68
特別高圧電力B (140kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,020.10
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	26.45
		夏季	単位 (円/kWh)	27.31
特別高圧季節別 時間帯別電力B (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,085.44
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	28.20
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	29.36
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	30.53
		夜間	単位 (円/kWh)	24.94
業務用 ウィークエンド電力	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,033.16
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	21.51
		夏季平日	単位 (円/kWh)	22.91
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.58
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.58
特別高圧電力A (30kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,976.54
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.41
		夏季	単位 (円/kWh)	19.42
特別高圧電力A (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,954.76
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.09
		夏季	単位 (円/kWh)	19.07
特別高圧電力B (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,085.44
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.27
		夏季	単位 (円/kWh)	18.17
特別高圧電力B (140kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,020.10
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	16.94
		夏季	単位 (円/kWh)	17.80
特別高圧季節別 時間帯別電力B (60kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	2,085.44
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	18.68
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	19.85
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	21.02
		夜間	単位 (円/kWh)	15.42

別表1 料金メニュー表 II 標準単価メニュー 東京電力パワーグリッド管内

高圧 ベーシックプラン	基本料金単価	単位 (円/kW)	2,999.70
	電力量料金単価	単位 (円/kWh)	16.39
特別高圧 ベーシックプラン	基本料金単価	単位 (円/kW)	2,950.20
	電力量料金単価	単位 (円/kWh)	15.07
高圧 ベーシックプラン	基本料金単価	単位 (円/kW)	2,504.70
	電力量料金単価	単位 (円/kWh)	17.26
特別高圧 ベーシックプラン	基本料金単価	単位 (円/kW)	2,455.20
	電力量料金単価	単位 (円/kWh)	15.57

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表1 料金メニュー表 II 標準単価メニュー 中部電力パワーグリッド管内

高圧業務用電力FR プランA (低利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	19.45
		夏季	単位 (円/kWh)	20.53

高圧業務用電力FR プランB (中利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,895.12
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.44
		夏季	単位 (円/kWh)	19.42

高圧業務用電力FR プランC (高利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.26
		夏季	単位 (円/kWh)	19.22

高圧業務用電力 TOU	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	20.75
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	20.75
		重負荷	単位 (円/kWh)	23.82
		夜間	単位 (円/kWh)	17.23

高圧業務用電力 TOU2	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	18.90
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	18.90
		重負荷	単位 (円/kWh)	21.51
		夜間	単位 (円/kWh)	17.23

高圧業務用電力WE プランA	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	20.38
		夏季平日	単位 (円/kWh)	21.56
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.52
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.52

高圧業務用電力WE プランB	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,895.12
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	18.94
		夏季平日	単位 (円/kWh)	19.98
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.52
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.52

高圧業務用電力WE プランC	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	18.67
		夏季平日	単位 (円/kWh)	19.68
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.52
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.52

高圧業務用電力FR プランA (低利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	19.02
		夏季	単位 (円/kWh)	20.10

高圧業務用電力FR プランB (中利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,895.12
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.01
		夏季	単位 (円/kWh)	18.99

高圧業務用電力FR プランC (高利用率向け)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.82
		夏季	単位 (円/kWh)	18.78

高圧業務用電力 TOU	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	20.31
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	20.31
		重負荷	単位 (円/kWh)	23.38
		夜間	単位 (円/kWh)	16.79

高圧業務用電力 TOU2	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	18.46
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	18.46
		重負荷	単位 (円/kWh)	21.08
		夜間	単位 (円/kWh)	16.79

高圧業務用電力WE プランA	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,699.10
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	19.95
		夏季平日	単位 (円/kWh)	21.13
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.09
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.09

高圧業務用電力WE プランB	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,895.12
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	18.50
		夏季平日	単位 (円/kWh)	19.54
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.09
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.09

高圧業務用電力WE プランC	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,982.24
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	18.24
		夏季平日	単位 (円/kWh)	19.25
		他季休日	単位 (円/kWh)	17.09
		夏季休日	単位 (円/kWh)	17.09

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

高圧電力第1種 プランL	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,339.21
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	22.26
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	22.26
		重負荷	単位 (円/kWh)	25.49
		夜間	単位 (円/kWh)	17.23

高圧電力第1種 プランH	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,720.88
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	19.44
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	19.44
		重負荷	単位 (円/kWh)	22.22
		夜間	単位 (円/kWh)	17.23

高圧電力第2種 プランL	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,339.21
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	20.28
		夏季	単位 (円/kWh)	21.46

高圧電力第2種 プランH	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,720.88
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.56
		夏季	単位 (円/kWh)	19.55

特別高圧 プランA 季特別 (低利用率向け) 20kV・30kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,662.54
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	21.82
		昼間	単位 (円/kWh)	19.09
		夜間	単位 (円/kWh)	15.87

特別高圧 プランB 季特別 (高利用率向け) 20kV・30kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,858.56
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	20.03
		昼間	単位 (円/kWh)	17.65
		夜間	単位 (円/kWh)	15.87

特別高圧 プランA 季節別 20kV・30kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,662.54
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.72
		夏季	単位 (円/kWh)	18.66

特別高圧 プランB 季節別 20kV・30kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,858.56
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	16.86
		夏季	単位 (円/kWh)	17.72

特別高圧 プランA 季特別 (低利用率向け) 70kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,621.06
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	21.55
		昼間	単位 (円/kWh)	18.86
		夜間	単位 (円/kWh)	15.72

特別高圧 プランB 季特別 (高利用率向け) 70kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,817.08
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	19.74
		昼間	単位 (円/kWh)	17.41
		夜間	単位 (円/kWh)	15.72

高圧電力第1種 プランL	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,339.21
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	21.82
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	21.82
		重負荷	単位 (円/kWh)	25.06
		夜間	単位 (円/kWh)	16.79

高圧電力第1種 プランH	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,720.88
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	19.01
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	19.01
		重負荷	単位 (円/kWh)	21.78
		夜間	単位 (円/kWh)	16.79

高圧電力第2種 プランL	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,339.21
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	19.84
		夏季	単位 (円/kWh)	21.03

高圧電力第2種 プランH	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,720.88
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	18.13
		夏季	単位 (円/kWh)	19.12

特別高圧 プランA 季特別 (低利用率向け) 20kV・30kV	廃止		
---	----	--	--

特別高圧 プランB 季特別 (高利用率向け) 20kV・30kV	廃止		
---	----	--	--

特別高圧 プランA 季節別 20kV・30kV	廃止		
-------------------------------	----	--	--

特別高圧 プランB 季節別 20kV・30kV	廃止		
-------------------------------	----	--	--

特別高圧 プランA 季特別 (低利用率向け) 70kV	廃止		
--------------------------------------	----	--	--

特別高圧 プランB 季特別 (高利用率向け) 70kV	廃止		
--------------------------------------	----	--	--

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

特別高圧 プランA 季節別 70kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,621.06
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.51
		夏季	単位 (円/kWh)	18.44

特別高圧 プランB 季節別 70kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,817.08
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	16.66
		夏季	単位 (円/kWh)	17.49

特別高圧 プランA 季時別 (低利用率向け) 140kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,579.56
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	21.34
		昼間	単位 (円/kWh)	18.70
		夜間	単位 (円/kWh)	15.42

特別高圧 プランB 季時別 (高利用率向け) 140kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,775.58
	電力量 料金単価	重負荷	単位 (円/kWh)	19.31
		昼間	単位 (円/kWh)	17.06
		夜間	単位 (円/kWh)	15.42

特別高圧 プランA 季節別 140kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,579.56
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.32
		夏季	単位 (円/kWh)	18.23

特別高圧 プランB 季節別 140kV	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,775.58
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	16.34
		夏季	単位 (円/kWh)	17.16

特別高圧 プランA 季節別 70kV	廃止
--------------------------	----

特別高圧 プランB 季節別 70kV	廃止
--------------------------	----

特別高圧 プランA 季時別 (低利用率向け) 140kV	廃止
---------------------------------------	----

特別高圧 プランB 季時別 (高利用率向け) 140kV	廃止
---------------------------------------	----

特別高圧 プランA 季節別 140kV	廃止
---------------------------	----

特別高圧 プランB 季節別 140kV	廃止
---------------------------	----

特別高圧業務用電力 第1種プランA季時別	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,651.13
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	18.85
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	18.85
		重負荷	単位 (円/kWh)	21.65
		夜間	単位 (円/kWh)	15.43

特別高圧業務用電力 第2種プランA季節別	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,651.13
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	17.53
		夏季	単位 (円/kWh)	18.50

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表1 料金メニュー表 II 標準単価メニュー 九州電力送配電管内

業務用休日 エコノミー 電力A-I	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,402.61
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	21.98
		他季休日	単位 (円/kWh)	14.65
		夏季平日	単位 (円/kWh)	23.62
		夏季休日	単位 (円/kWh)	15.57

業務用電力A (20kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,963.71
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	13.52
		夏季	単位 (円/kWh)	14.35

産業用季特別 電力A (20kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,963.71
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	14.68
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	15.52
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	17.69
		夜間	単位 (円/kWh)	11.13

業務用季特別 電力A (20kV供給)	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,963.71
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	14.68
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	15.52
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	17.69
		夜間	単位 (円/kWh)	11.13

業務用休日 エコノミー 電力A-I	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,402.61
	電力量 料金単価	他季平日	単位 (円/kWh)	23.10
		他季休日	単位 (円/kWh)	15.77
		夏季平日	単位 (円/kWh)	24.74
		夏季休日	単位 (円/kWh)	16.69

特別高圧 業務用電力A	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,898.37
	電力量 料金単価	他季	単位 (円/kWh)	14.54
		夏季	単位 (円/kWh)	15.35

特別高圧 産業用季特別 電力A	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,898.37
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	14.58
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	15.39
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	17.54
		夜間	単位 (円/kWh)	14.12

特別高圧 業務用季特別 電力A	基本料金単価		単位 (円/kW)	1,898.37
	電力量 料金単価	他季昼間	単位 (円/kWh)	14.58
		夏季昼間	単位 (円/kWh)	15.39
		夏季ピーク	単位 (円/kWh)	17.54
		夜間	単位 (円/kWh)	14.12

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 東北電力ネットワーク管内

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合  
(略)

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合  
(略)

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5) のとおりといたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0202$$

$$\beta = 0.2699$$

$$\gamma = 0.8714$$

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を下回る場合  
(略)

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,300 円を上回る場合  
(略)

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金にかかわる計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金にかかわる計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金にかかわる計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金にかかわる計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金にかかわる計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金にかかわる計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金にかかわる計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金にかかわる計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金にかかわる計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金にかかわる計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金にかかわる計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金にかかわる計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	18銭4厘
高圧で供給する場合	19銭0厘

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) (略)

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{口の市場基準単価}$$

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times \text{口の市場基準単価}$$

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	17銭6厘
高圧で供給する場合	18銭3厘

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) (略)

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。  
 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{口の市場基準単価}$$

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 11 円 51 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}) \times \text{口の市場基準単価}$$

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、お客さまの検針日により次のとおりといたします。

a 検針日が毎月初日の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 3 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の10 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の11 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の12 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金にかかわる計量期間等

b 検針日が毎月初日以外の場合

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の10 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の11 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の12 月の料金にかかわる計量期間等

<b>更新前（2025年12月1日料金メニュー）</b>	<b>更新後（2026年4月1日改定）</b>
------------------------------	-------------------------

(二) (略)

ロ 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	14銭2厘
高圧で供給する場合	14銭6厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお、適用期間は、(5)のとおりといたします。

(二) (略)

毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金にかかわる計量期間等

ロ 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	12銭4厘
高圧で供給する場合	12銭9厘

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) (略)

(ロ) (略)

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお、適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の10 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の11 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の12 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金にかかわる計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金にかかわる計量期間等

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

(5) 適用期間

(5) 適用期間 （削除）

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 東京電力パワーグリッド管内

燃料費調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

ロ (略)

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ (略)

燃料費調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

ロ (略)

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
前年の11月1日から11月30日までの期間	毎年1月の料金に係る計量期間等
前年の12月1日から12月31日までの期間	毎年2月の料金に係る計量期間等
その年の1月1日から1月31日までの期間	毎年3月の料金に係る計量期間等
その年の2月1日から2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月29日までの期間)	毎年4月の料金に係る計量期間等
その年の3月1日から3月31日までの期間	毎年5月の料金に係る計量期間等
その年の4月1日から4月30日までの期間	毎年6月の料金に係る計量期間等
その年の5月1日から5月31日までの期間	毎年7月の料金に係る計量期間等
その年の6月1日から6月30日までの期間	毎年8月の料金に係る計量期間等
その年の7月1日から7月31日までの期間	毎年9月の料金に係る計量期間等
その年の8月1日から8月31日までの期間	毎年10月の料金に係る計量期間等
その年の9月1日から9月30日までの期間	毎年11月の料金に係る計量期間等
その年の10月1日から10月31日までの期間	毎年12月の料金に係る計量期間等

ニ (略)

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	49,800円
--------	---------

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で電気の供給を受ける場合	1キロワット時につき	18銭5厘
高圧で電気の供給を受ける場合	1キロワット時につき	19銭0厘

市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ (略)

ロ (略)

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間および平均燃料価格等算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間および各平均燃料価格等算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

平均市場価格算定期間	平均燃料価格等算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
翌年の1月1日から1月31日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
翌年の3月1日から3月31日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	35,600円
--------	---------

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で電気の供給を受ける場合	1キロワット時につき	14銭1厘
高圧で電気の供給を受ける場合	1キロワット時につき	14銭4厘

市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ (略)

ロ (略)

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
翌年の1月1日から1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
翌年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）	翌年の3月の料金に係る計量期間等
翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

翌年の4月1日から 4月30日までの期間	毎年12月1日から翌年の2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に 係る計量期間等
-------------------------	---	----------------------

ニ（略）

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	12円64銭
------------	--------

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、月ごとに下記となります。

[特別高圧のお客さま]

基準市場単価（1kwhにつき、税込）	
適用対象	単価
2025年4月	22銭3厘
5月	
6月	
7月	28銭3厘
8月	
9月	
10月	22銭3厘
11月	
12月	
2026年1月	27銭5厘
2月	
3月	

[高圧のお客さま]

基準市場単価（1kwhにつき、税込）	
適用対象	単価
2025年4月	22銭9厘
5月	
6月	
7月	29銭0厘
8月	
9月	
10月	22銭9厘
11月	
12月	
2026年1月	28銭3厘
2月	
3月	

ニ（略）

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	11円60銭
------------	--------

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、月ごとに下記となります。

[特別高圧のお客さま]

基準市場単価（1kwhにつき、税込）	
適用対象	単価
2026年4月	38 銭 7 厘
5月	
6月	
7月	48 銭 0 厘
8月	
9月	
10月	38 銭 7 厘
11月	
12月	
2027年1月	46 銭 3 厘
2月	
3月	

[高圧のお客さま]

基準市場単価（1kwhにつき、税込）	
適用対象	単価
2026年4月	39 銭 7 厘
5月	
6月	
7月	49 銭 2 厘
8月	
9月	
10月	39 銭 7 厘
11月	
12月	
2027年1月	47 銭 4 厘
2月	
3月	

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 中部電力パワーグリッド管内

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$	$\beta$
0.4381	0.5545

なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの日本卸電力取引所の中部エリアの約定単価の単純平均といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2845$$

$$\beta = 0.3302$$

$$\gamma = 0.3571$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、約定単価にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および6時から18時までの約定単価の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \pm \frac{\text{(3)のHH価格}}{\text{調整単価}} \pm \frac{\text{(7)の卸市場価格}}{\text{調整単価}}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各HH価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間、各HH価格、各平均為替レート算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる 場合は、翌年の2月29日までの 期間）	毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる 場合は、翌年の2月29日までの 期間）	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

平均燃料価格算定期間・ 平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期 間
毎年1月1日から 1月31日までの期間	毎年1月	毎年1月21日から 2月20日までの期間	その年の4月分の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から2月28日 までの期間（閏年となる場合 は、2月29日までの期間）	毎年2月	毎年2月21日から 3月20日までの期間	その年の5月分の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 3月31日までの期間	毎年3月	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月分の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 4月30日までの期間	毎年4月	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月分の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 5月31日までの期間	毎年5月	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月分の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年6月	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月分の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年7月	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月分の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年8月	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月分の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年9月	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月分の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年10月	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係 る計量期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年11月	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係 る計量期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	毎年12月	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの 期間	翌年の3月分の料金に係 る計量期間等

ホ（略）

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	19銭3厘
高圧で供給する場合	19銭6厘

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率

(4) 卸市場率

卸市場率は、9.0パーセントを基準に、高圧で供給する場合は損失率（3.8パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。特別高圧で供給する場合は損失率（2.4パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.1パーセントといたします。

ホ（略）

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

特別高圧で供給する場合	9銭1厘
高圧で供給する場合	9銭2厘

(3) HH価格調整単価

HH価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、HH価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{HH 価格調整単価} = \frac{\text{HH 価格}}{\text{(4)の基準 HH 単価}} \times 2.867 + \frac{\text{(5)の基準 平均為替レート}}{\text{輸送関連単価}} \times 147.60 - \text{(6)の基準 HH 輸送関連単価}$$

(4) 基準HH単価

基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

更新前（2025年12月1日料金メニュー）	更新後（2026年4月1日改定）
-----------------------	------------------

	<p>特別高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>23銭3厘</td> </tr> </table> <p>高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>23銭6厘</td> </tr> </table> <p>(5) 基準輸送関連単価                  基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <p>特別高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>45銭2厘</td> </tr> </table> <p>高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>45銭8厘</td> </tr> </table> <p>(6) 基準HH・輸送関連単価                  基準HH・輸送関連単価は、(4)の基準HH単価および(5)の基準輸送関連単価の合計値といたします。</p> <p>(7) 卸市場価格調整単価                  卸市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。                  なお、卸市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>卸市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12円16銭) × (8)の調整係数</p> <p>(8) 調整係数                  調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとに、燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとします。</p> <p>特別高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>上限値</td> <td>0.493</td> </tr> </table> <p>高圧</p> <table border="1"> <tr> <td>上限値</td> <td>0.500</td> </tr> </table> <p>【月別の調整係数（2026年度）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="12">2026年度</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧</td> <td>0.249</td> <td>0.226</td> <td>0.262</td> <td>0.263</td> <td>0.272</td> <td>0.242</td> <td>0.237</td> <td>0.277</td> <td>0.307</td> <td>0.354</td> <td>0.370</td> <td>0.329</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>0.253</td> <td>0.229</td> <td>0.266</td> <td>0.266</td> <td>0.275</td> <td>0.245</td> <td>0.240</td> <td>0.281</td> <td>0.311</td> <td>0.359</td> <td>0.375</td> <td>0.333</td> </tr> </tbody> </table>	1キロワット時につき	23銭3厘	1キロワット時につき	23銭6厘	1キロワット時につき	45銭2厘	1キロワット時につき	45銭8厘	上限値	0.493	上限値	0.500		2026年度												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	特別高圧	0.249	0.226	0.262	0.263	0.272	0.242	0.237	0.277	0.307	0.354	0.370	0.329	高圧	0.253	0.229	0.266	0.266	0.275	0.245	0.240	0.281	0.311	0.359	0.375	0.333
1キロワット時につき	23銭3厘																																																															
1キロワット時につき	23銭6厘																																																															
1キロワット時につき	45銭2厘																																																															
1キロワット時につき	45銭8厘																																																															
上限値	0.493																																																															
上限値	0.500																																																															
	2026年度																																																															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																				
特別高圧	0.249	0.226	0.262	0.263	0.272	0.242	0.237	0.277	0.307	0.354	0.370	0.329																																																				
高圧	0.253	0.229	0.266	0.266	0.275	0.245	0.240	0.281	0.311	0.359	0.375	0.333																																																				

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 北陸電力送配電管内

(2) 市場価格調整単価の算定

イ（略）

ロ（略）

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8円00銭) × ロの基準市場単価

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32円00銭) × ロの基準市場単価

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場調整単価は零といたします。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年1月20日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月21日から 翌年2月20日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月21日から 翌年の4月20日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日 までの期間（翌年が閏年となる 場合は、翌年の2月29日までの 期間）	翌年4月21日から 翌年5月20日までの期間	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

(2) 市場価格調整単価の算定

イ（略）

ロ（略）

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 5円00銭) × ロの基準市場単価

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が29円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 29円00銭) × ロの基準市場単価

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭以上、29円00銭以下の場合

市場調整単価は零といたします。

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月24日から 5月23日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月24日から 6月23日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月24日から 7月23日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年7月24日から 8月23日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年8月24日から 9月23日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年9月24日から 10月23日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年10月24日から 11月23日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年11月24日から 12月23日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月24日から 翌年の1月23日までの期間	翌年の2月1日から2月28日 日までの期間（閏年の場合 は、2月29日までの期間）
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月24日から 2月23日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の2月24日から 3月23日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の2月 29日までの期間）	翌年の3月24日から 4月23日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 関西電力送配電管内

(5) 調整係数

調整係数は、年度ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに設定します。なお、調整係数の取扱いにおいて、年度とは、高圧の場合は5月分から翌年の4月分の料金までの期間、特別高圧の契約種別の場合は4月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。ただし、2025年度においては、高圧500キロワット未満の契約種別の場合は4月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。

なお、各月毎の調整係数は下記になります。

1. 高圧の場合

年	月分	平均市場価格算定期間	調整係数
2025年	4月分	2025年1月21日から2025年2月20日までの期間	0.237
	5月分	2025年2月21日から2025年3月20日までの期間	0.486
	6月分	2025年3月21日から2025年4月20日までの期間	0.399
	7月分	2025年4月21日から2025年5月20日までの期間	0.209
	8月分	2025年5月21日から2025年6月20日までの期間	0.221
	9月分	2025年6月21日から2025年7月20日までの期間	0.362
	10月分	2025年7月21日から2025年8月20日までの期間	0.485
	11月分	2025年8月21日から2025年9月20日までの期間	0.442
	12月分	2025年9月21日から2025年10月20日までの期間	0.290
	2026年	1月分	2025年10月21日から2025年11月20日までの期間
2月分		2025年11月21日から2025年12月20日までの期間	0.492
3月分		2025年12月21日から2026年1月20日までの期間	0.376
4月分		2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	0.499

2. 特別高圧の契約種別の場合

年	月分	平均市場価格算定期間	調整係数
2025年	4月分	2025年2月21日から2025年3月20日までの期間	0.480
	5月分	2025年3月21日から2025年4月20日までの期間	0.395
	6月分	2025年4月21日から2025年5月20日までの期間	0.207
	7月分	2025年5月21日から2025年6月20日までの期間	0.218
	8月分	2025年6月21日から2025年7月20日までの期間	0.356

(5) 調整係数

調整係数は、年度ごとに、市場価格調整単価適用期間ごとに設定します。なお、調整係数の取扱いにおいて、年度とは、高圧の場合は5月分から翌年の4月分の料金までの期間、特別高圧の契約種別の場合は4月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。

なお、各月毎の調整係数は下記になります。

1. 高圧の場合

年	月分	平均市場価格算定期間	調整係数	
2026年	5月分	2026年2月21日から2026年3月20日までの期間	0.499	
	6月分	2026年3月21日から2026年4月20日までの期間	0.153	
	7月分	2026年4月21日から2026年5月20日までの期間	0.121	
	8月分	2026年5月21日から2026年6月20日までの期間	0.122	
	9月分	2026年6月21日から2026年7月20日までの期間	0.242	
	10月分	2026年7月21日から2026年8月20日までの期間	0.254	
	11月分	2026年8月21日から2026年9月20日までの期間	0.253	
	12月分	2026年9月21日から2026年10月20日までの期間	0.179	
	2027年	1月分	2026年10月21日から2026年11月20日までの期間	0.293
		2月分	2026年11月21日から2026年12月20日までの期間	0.299
		3月分	2026年12月21日から2027年1月20日までの期間	0.194
		4月分	2027年1月21日から2027年2月20日までの期間	0.215

2. 特別高圧の契約種別の場合

年	月分	平均市場価格算定期間	調整係数
2026年	4月分	2026年2月21日から2026年3月20日までの期間	0.493
	5月分	2026年3月21日から2026年4月20日までの期間	0.151
	6月分	2026年4月21日から2026年5月20日までの期間	0.119
	7月分	2026年5月21日から2026年6月20日までの期間	0.120
	8月分	2026年6月21日から2026年7月20日までの期間	0.239

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

	9月分	2025年7月21日から2025年8月20日までの期間	0.479
	10月分	2025年8月21日から2025年9月20日までの期間	0.436
	11月分	2025年9月21日から2025年10月20日までの期間	0.287
	12月分	2025年10月21日から2025年11月20日までの期間	0.373
2026年	1月分	2025年11月21日から2025年12月20日までの期間	0.485
	2月分	2025年12月21日から2026年1月20日までの期間	0.372
	3月分	2026年1月21日から2026年2月20日までの期間	0.493

	9月分	2026年7月21日から2026年8月20日までの期間	0.251
	10月分	2026年8月21日から2026年9月20日までの期間	0.250
	11月分	2026年9月21日から2026年10月20日までの期間	0.177
	12月分	2026年10月21日から2026年11月20日までの期間	0.289
2027年	1月分	2026年11月21日から2026年12月20日までの期間	0.295
	2月分	2026年12月21日から2027年1月20日までの期間	0.191
	3月分	2027年1月21日から2027年2月20日までの期間	0.212

更新前（2025年12月1日料金メニュー）

更新後（2026年4月1日改定）

別表4 燃料調整費単価 九州電力送配電管内 ※誤記の訂正のみ

【市場価格調整】

1 市場価格調整額の算定

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。  
 イ 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) (略)

(2) (略)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、九州電力送配電があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

【市場価格調整】

1 市場価格調整額の算定

(3) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。  
 イ 各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) (略)

(2) (略)

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

ロ 記録型等計量器により計量する場合で、九州電力送配電があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。